

論点メモ (2)

項目	論点	備考
<p>1. 業務範囲規制の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行グループの業務範囲規制を考えるに当たっては、信用秩序の維持、預金者の保護等を図るため、銀行本体の経営の健全性確保（他業リスクの遮断、利益相反取引の防止等）が強く求められるのではないか。 ● 実際に、個別の業務を銀行グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当ではないか。 ● その場合、銀行本体へのリスク遮断等の面で相対的に優れた銀行持株会社の子会社（銀行兄弟会社）の業務範囲について、十分なリスク管理を行う前提の下で、銀行子会社に比して緩和する余地があるのではないか。 ● ただし、その場合でも、銀行グループについては、以下のような実態を踏まえた対応が求められるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務展開の相互補完性、グループ全体としてのレピュテーションとの観点から、実質的には、グループが一つの企業体と外部からは見なされうる実態。 ・ 我が国の持つ銀行グループの社会的な影響力の大きさ。 	<p>「銀行本体の業務範囲」(P3)</p> <p>「銀行・銀行持株会社の業務範囲」(P4)</p> <p>「銀行（グループ）の業務範囲に関するこれまでの議論」(P5)</p> <p>「銀行の業務範囲の主な拡大」(P9)</p> <p>「子会社業務範囲の主な拡大」(P10)</p> <p>「米国における Financial Holding Company (FHC)」(P11)</p>

- | | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 銀行兄弟会社の業務範囲を、銀行子会社に比して緩和するとすれば、その制度的枠組みとして、以下のような二方式が考えられる。<ul style="list-style-type: none">① 米国のように、従事しうる業務に特段の限定をかけずに、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式② 予め従事しうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式
● この点、他業禁止の観点から限定列举を基本とする現行の銀行法の業務範囲規制、行政判断の透明性確保の観点を踏まえれば、行政の裁量の余地が大きい①よりも②の方が我が国の法制に馴染むのではないか。 | |
|--|--|--|

<p>2. 個々の業務</p> <p>(1) コモディティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行、銀行グループに対しては、商品の現物取引を認めず、また商品デリバティブを差金決済に限定している。これは、一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来的銀行業務とは、その性質やリスクに親和性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るためである。 ● 一方で、差金決済に商品デリバティブを限定していることについては、顧客等のヘッジ要請に対する銀行グループの効率的かつ十分なヘッジ手段の提供を阻害しているとの指摘がある。 ● この点、商品の現物の引渡しに伴うリスクについては、商品に十分な流動性が確保されており、カバー取引を行うことで十分解消するものと考えられるのであれば、一定の要件の下に現物決済を認めることが適当ではないか。 ● また、商品の現物取引については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 商品そのものの価格変動リスクをヘッジする手段としての機能をもつ商品デリバティブ取引と密接な関連を有しており、銀行グループの業務範囲を考える上で、両者を切り離して考えることは、実態にそぐわない面があるのではないか、 ② また、商品デリバティブ取引に従事する者は、その原資産の価格変動リスク等に関する高度な知識、管理能力を蓄積していると考えられるのではないか。そのため、一定範囲の商品取引であれ 	<p>「商品の取引と金融機関」(P13)</p> <p>「米国のFHCにおけるコモディティの現物取引の承認事例」(P14)</p>
-----------------------------------	--	---

<p>(2) イスラム金融</p> <p>(3) 排出権取引</p>	<p>ば、銀行グループとしてその商品取引に伴うリスクを十分管理し うるのではないか、</p> <p>③ 米国の事例等も踏まえると、我が国金融機関の国際競争力の確 保の観点からも、商品取引を銀行グループに一切認めないことは、 実態にそぐわない面があるのではないか、 等の指摘がありうる。</p> <p>● そこで、1. で述べた銀行兄弟会社についての制度的枠組みを活 用し、連結自己資本の一定水準以内、商品の取扱いに伴うリスク遮 断等の一定の条件を付した上で、最終的には個別の許認可の下に、 銀行兄弟会社にこれらを認めることが考えられないか。</p> <p>● イスラム金融については、実質的な貸付けと同視するという要 件を充足することが重要ではないか。</p> <p>● 銀行（又は銀行持株会社）の子会社に、リース業務を認めている 現状も踏まえ、イスラム金融を認める場合の主体は子会社とすべき ではないか。</p> <p>● 排出権の取引はいわば非実物資産の価値の取引であり、その面で 排出権は金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、現状、そ の法的な位置づけや、価格評価方法等について必ずしも明確となっ ていない。このため、現時点において、直ちに銀行本体に排出権取 引の実施を認める環境にはないと考えられる。</p>	<p>「イスラム金融」(P16)</p> <p>「京都議定書と京都メカ ニズム」(P19)</p> <p>「排出権の種類」(P20)</p> <p>「排出権の移転」(P21)</p> <p>「排出権の取引と金融機 関」(P22)</p>
------------------------------------	---	--

<p>(4) リース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一方で、排出権取引については、取引の活発化が見込まれる分野であり、今後の状況を見極めつつ、一定の条件が具備された場合に、排出権取引を銀行本体の業務として位置づけることを可能とする方策を検討すべきではないか。 ● リース業については、銀行（又は銀行持株会社）の子会社に対し、実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるファイナンス・リースを主として営むことを認めている。 ● ファイナンス・リースに関する収入制限を撤廃すべきとの意見もある。これについては、オペレーティング・リースには、いわゆるレンタルも含め様々な形態があり、収入制限を直ちに撤廃することには無理があるのではないかと考えられる。こうした点についてどのように考えるか。 ● 一方、リース業者は、リース中古物件の売買・メンテナンスに関し、一般に当該物件に係る販路等のネットワークを有し、当該物件の価値等を熟知している。このような業者に対して、中古物件の売買等をリース満了時の売却等に限定することは、顧客利便や全体としての業務の効率性を阻害しているとの指摘がある。 ● 例えば、全体としてファイナンス・リースを主として行うことが確保されるのであれば、リース物件と同種の中古物件の売買・メンテナンスについて、リース業を補完する付帯的な業務として認めることが考えられないか。 	<p>「リース業に係る業務範囲」(P24)</p>
----------------	--	---------------------------

<p>(5) マーチャント・バンキング (投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行グループによる一般事業会社のエクイティ保有に関しては、銀行に対する他業禁止の趣旨の徹底、子会社業務範囲規制の潜脱回避の観点から、議決権保有制限が課されている。 ● この点に関しては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国においては、一定の制限の下、金融持株会社（FHC）においてマーチャント・バンキング業務を行うことが認められている。国際競争力の強化の観点から、我が国の銀行グループに対しても株式投資によるキャピタル・ゲインを得る道をより拡大していくことが適当ではないか ・ 企業再生等の局面においては、企業サイドには多様な資金調達を含めた計画を講じていくことが求められる。そうした局面において、銀行グループには、デットに限らず、エクイティまで含めた総合的な企業ファイナンスに関与していくことが求められるのではないか、等の様々な指摘が存在する。 ● 一方で、こうした銀行グループによるエクイティ保有の拡大については、制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等についての懸念が指摘される。 ● また、現行制度上、外国会社については議決権保有制限の対象とされていないなど、現状においても、マーチャント・バンキング業務の実施は、相当程度可能であり、直ちに現行の規制を緩和する必要はないのではないかな等の指摘もありうる。 	<p>「議決権保有制限」(P26) 「金融機関の株式保有制限についての日米欧比較」(P27) 「銀行法以外の法律による株式保有制限」(P28)</p>
--	---	---

<p>(6) 投資助言・代理業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● これらを踏まえれば、銀行グループによるエクイティ保有の大幅な拡充については、他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していくことが適当ではないか。 その際、銀行グループに求められるエクイティ・ファイナンスへの関与のあり方等についても、国内外の金融グループによるエクイティ供給・投資の実態を踏まえた十分な検討が必要ではないか。 ● 一方で、現行制度の枠組みを基礎としつつ、相応の合理性が認められるものについては、早急に手当てを行うことが適当ではないか。 例えば、ベンチャー・ビジネスの育成や企業再生（地域再生）等の観点から、上記のような懸念に十分留意しつつ、議決権保有制限の例外となる対象会社を拡充していくことが考えうるのではないか。 ● 投資助言・代理業には、既に金融商品取引法において登録金融機関の行うことができる業務と位置づけられている。これらについては、顧客の多様な資産運用ニーズに対応するフィービジネスとして、利益相反の防止等に留意しつつ、銀行本体の業務として位置づけていくことが適当ではないか。 	
---------------------	---	--

<p>3. 利益相反取引と優越的地位の濫用の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反取引等については、銀行グループが自ら適切な問題把握、管理等の態勢を整備することを法令上義務づけ、行政がそれを的確にモニタリングすることにより、規制の実効性を確保していくことが重要ではないか。 ● 具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②管理（チャイニーズ・ウォールの構築等）・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記することが考えられないか。 ● さらに、策定する利益相反管理方針については、その態勢整備を促進する等の観点から、その概要の公表を義務づけることを検討すべきではないか。 ● 銀行法には、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売の禁止等の規定があるが、これらの実効性をより確保していくため、顧客等から寄せられる情報を検査、監督に活用する仕組みを強化することが重要ではないか。 	<p>「アームズ・レングス・ルール」(P30)</p> <p>「優越的地位の濫用の防止等」(P31)</p>
------------------------------	---	--

<p>4. クロスボーダー取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国銀行の業務の代理・媒介」を行うことは、銀行法上認められておらず、邦銀が、国内顧客に対し当該邦銀の海外支店ブック取引の勧誘を行うことが認められているのに対し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国銀行在日支店や外資系邦銀が、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと ・ 邦銀が、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められないこととされている。 ● 海外ブック取引に関するこうした組織形態による歪みについては、国際的に事業展開を行う本邦企業への効率的な金融サービスの提供等を阻害しかねず、「外国銀行の業務の代理・媒介」を何らかの形で容認することを通じて是正していくことが適当ではないか。 <p>その際には、外国銀行に対しては我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点に留意していく必要があるのではないか。</p> ● こうした「外国銀行の業務の代理・媒介」を許容するための制度設計としては、外国銀行在日支店や外資系邦銀が母体銀行グループの外国銀行の業務の媒介を行う場合、基本的に以下のような枠組みとすることが考えられるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の受託者となる外国銀行在日支店等からの申請（委託元の外国銀行、委託業務の内容等）に基づく許認可制とする。 ・ 受託する業務に関し、外国銀行在日支店等に対し、日本の預金保険制度の対象でないことの説明義務を設ける等、クロスボーダー取引であることに着目した行為規制を課す。 	<p>「クロスボーダー取引」 (P33)</p>
---------------------	--	------------------------------

	<ul style="list-style-type: none">・ 許認可を受けた外国銀行在日支店等に対して、銀行法に基づく業務改善命令等の監督権を必要に応じ行使する。● 一方、邦銀については、海外子会社の設立については既に事前認可制がとられ、海外子会社で行われる業務を予め当局が知りうる立場にある。その点を踏まえ、受託する業務内容等については、許認可ではなく、事前の届出制とすることが適当ではないか。その上で、行為規制や監督について外国銀行在日支店等に対するのと同様の枠組みを確保することとしてはどうか。	
--	--	--